

総務大臣 様

会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める署名

<趣旨>

自治体で働く会計年度任用職員等は 2020 年総務省調査によると全国で約 70 万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっています。

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、2020 年 4 月から会計年度任用職員制度がスタートし、各種休暇制度の確立や「期末手当」の支給などにより、「官製ワーキングプア」の状況からは一定程度改善しましたが、常勤職員との均衡・均等、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていません。とりわけ短時間の会計年度任用職員は法律上諸手当のうち期末手当しか支給ができないなど格差は広がるばかりです。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定がはかれることが必要です。こうした観点から、早急に法改正等以下の対応を行うことを求めます。

記

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し（地方自治法第 203 条の 2、第 204 条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
2. 会計年度任用職員の処遇改善に必要な財源の確保を行うこと。
3. 会計年度任用職員等の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

名 前	住 所

※必ず自筆にしてください。

※この個人情報総務省要請以外には使用しません。

取り扱い団体

全日本自治団体労働組合（自治労）